

都道府県赤字削減・解消変更計画書

(令和4年度から令和9年度まで6ヵ年計画)

都道府県名
長崎県

赤字削減・解消のための都道府県の基本方針 (都道府県の国民健康保険運営方針を転記することも可)				赤字削減・解消のための具体的取組内容 (市町村の取組を総括して記載することも可)					
国民健康保険財政を安定的に運営していくためには、国民健康保険が一会計年度を収支として行う短期保険であることに鑑み、原則として国民健康保険特別会計において収支が均衡していることが重要です。また、国保財政の健全化を図るためには、段階的に赤字解消を図る必要があります。そのため、県全体としての赤字解消の目標年度を令和8年度とし、本県の市町国保において既に策定した計画については、赤字発生の翌々年度から原則6年以内の計画的・段階的な赤字削減・解消に向けて、保険料の改定、医療費適正化、収納率の向上等に継続して取り組みます。単年度での赤字の解消が困難な市町は、「赤字」の要因分析を行い、県と十分に協議したうえで別途解消期限を定め、段階的な赤字解消に向けて実効的・具体的手段を明記した計画を作成します。				段階的な保険料率改定に伴う収支の改善状況を注視し、必要な助言等を行っていきます。また、特定健診の受診率向上、医療費適正化対策、収納率向上対策並びに保険者努力支援制度における未得点指標の点数獲得などの取組に対し、必要な支援・指導・助言を行っていきます。					
保険者名 (市町村)	赤字額	計画年次	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	市町村の主な取組内容
		年 度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	
長崎市	304,596 千円	赤字削減予定額 (率)	6,684 千円(%)	61,000 千円(%)	30,500 千円(%)	106,548 千円(%)	99,864 千円(%)		保険料率の改定、医療費適正化対策、収納率向上対策、保険者努力支援制度の点数獲得

令和5年9月末時点、今後の決算状況を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行う。